青梅市使用料等にかかる督促および延滞金の徴収に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年9月1日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

地方税法等の一部を改正する法律により地方税にかかる延滞金を規定する用語が見直されたことに準じて、市の諸収入金における延滞金の割合にかかる用語の見直しを行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市使用料等にかかる督促および延滞金の徴収に関する条例等の一部を改正する条例

(青梅市使用料等にかかる督促および延滞金の徴収に関する条例の一 部改正)

第1条 青梅市使用料等にかかる督促および延滞金の徴収に関する条例 (昭和42年条例第6号)の一部を次のように改正する。

付則第6項中「特例基準割合(当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(青梅市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 青梅市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第14号) の一部を次のように改正する。 付則第3条中「特例基準割合(当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(青梅市介護保険条例の一部改正)

第3条 青梅市介護保険条例(平成12年条例第24号)の一部を次のように改正する。

付則第6条第1項中「特例基準割合(当該年の前年に」を「延滯金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滯金特例基準割合に」に改める。

(青梅都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第4条 青梅都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和48年条例第19号)の一部を次のように改正する。

付則第3項中「特例基準割合(当該年の前年に」を「延滞金特例基準 割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規 定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基 準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「そ の年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の青梅市使用料等にかかる督促および延滞 金の徴収に関する条例付則第6項の規定、第2条の規定による改正後の 青梅市後期高齢者医療に関する条例付則第3条の規定、第3条の規定に よる改正後の青梅市介護保険条例付則第6条第1項の規定および第4 条の規定による改正後の青梅都市計画下水道事業受益者負担に関する 条例付則第3項の規定は、延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に 対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、 なお従前の例による。